



ACCJ（在日米国商工会議所）において
講演する 渡辺 大臣 (4月7日)



全国財務局長会議において挨拶する 渡辺 大臣
(4月22日)

目次

【特集】

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」等の公表について 2

【トピックス】

- 金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関する
金融安定化フォーラム（FSF）報告書」の公表について ... 4
- 財務局における多重債務者相談業務開始について 5
- 地域密着型金融に関する取組み事例集
- 平成19年度地域密着型金融シンポジウムにおける発表事例を中心に - 6
- 企業会計審議会総会について 7
- 「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」について 8

【法令解説等】

- 金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の一部改正について 9
- 各監督指針の改正について 10
- 「外国監査法人等に関する内閣府令」の概要について 11

【金融ここが聞きたい！】 14

【お知らせ】

- 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！
ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です 15
- 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会) ... 15
- 株券電子化について 16
- 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内 17
- 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービス
(日本語版・英語版) の開始 ... 17

【4月の主な報道発表等】 18

【特 集】

「金融サービス業におけるプリンシプル」等の公表について

我が国の金融・資本市場の魅力と競争力を高め、金融サービス提供者が利用者ニーズに応えた良質な金融サービスを提供できるようにしていくことは、我が国経済社会にとって重要な課題であり、そのためには、ビジネス環境や規制環境を、金融サービス利用者と提供者の双方にとってより良いものとしていくことが重要となります。こうした観点を踏まえ、金融庁では、昨年来金融規則の質的向上（ベター・レギュレーション）に向けた取組みを進めてきました。

このベター・レギュレーションの大きな柱の一つとして、「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」という考え方を掲げてきました。そして、プリンシプルベースの監督の基軸となる主要なプリンシプル¹について、関係する金融サービス提供者の代表の方と、昨年12月以降、議論を重ねてきました。

そして、14項目から成る「金融サービス提供者におけるプリンシプル」について、以下のとおり関係者²との間で共有することができ、平成20年4月18日(金)に公表しました。

金融サービス業におけるプリンシプル

1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待されている役割を果たす。
2. 市場に参加するにあたっては、市場全体の機能を向上させ、透明性・公正性を確保するよう行動する。
3. 利用者の合理的な期待に応えるよう必要な注意を払い、誠実かつ職業的な注意深さをもって業務を行う。
4. 利用者の経済合理的な判断を可能とする情報やアドバイスをタイムリーに、かつ明確・公平に提供するよう注意を払う。
5. 利用者等からの相談や問い合わせに対し真摯に対応し、必要な情報の提供、アドバイス等を行うとともに金融知識の普及に努める。
6. 自身・グループと利用者の間、また、利用者とその他の利用者の間等の利益相反による弊害を防止する。
7. 利用者の資産について、その責任に応じて適切な管理を行う。
8. 財務の健全性、業務の適切性等を確保するため、必要な人員配置を含め、適切な経営管理態勢を構築し、実効的なガバナンス機能を発揮する。
9. 市場規律の発揮と経営の透明性を高めることの重要性に鑑み、適切な情報開示を行う。
10. 反社会的勢力との関係を遮断するなど金融犯罪等に利用されない態勢を構築する。
11. 自身のリスク特性を踏まえた健全な財務基盤を維持する。
12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う。
13. 市場で果たしている役割等に応じ、大規模災害その他不測の事態における対応策を確立する。
14. 当局の合理的な要請に対し誠実かつ正確な情報を提供する。また、当局との双方向の対話を含め意思疎通の円滑を図る。

¹ プリンシプルとは、法令等個別ルールに基づき、各金融機関等が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則という性格を有しています。また、プリンシプルベースの監督とは、上記のようなプリンシプルに沿って、各金融機関等がより良い経営に向け自主的な取組みを行っていくことに重点を置いていく監督の枠組みです。

² 本プリンシプルをとりまとめるにあたっては、主な金融サービス提供者として全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、信託協会、国際銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会、日本証券業協会と意見交換会を開始し、議論を行いました。また、全国労働金庫協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会とは個別に意見交換を行いました。

このプリンシプルについて、広く関係者の間で認識を共有できれば、以下のような効果が期待できると考えています。

- ① 金融サービスの利用者にとっては、あらかじめ金融サービス提供者に期待できる行動や金融サービスに求められる品質が理解され、安心して金融サービスを購入できる環境が整います。
- ② 金融サービスの提供者である各金融機関等にとっては、成文化されたルールがない場合やルールの解釈が分かれる場合であっても、自らがとるべき行動について、基本的な考え方が明確となり、環境の変化に応じて機動的に、自主的なサービスの改善や新サービスの開発・提供などに取り組む際の指針となることが期待されます。
この意味で、プリンシプルは、各金融機関等に期待される改善努力の方向感を示すと共に、ベストプラクティスの拠り所となるものです。また、ルールを解釈する際の基礎となるものでもあります。
- ③ 行政にとっても、(イ) 検査・監督などの場面におけるルールの解釈・運用において、プリンシプルに示された基本的な考え方に準拠することで、実態に即した的確な行政対応をより確かなものとするのが可能となります。(ロ) 既存のルール（法令、金融検査マニュアル、監督指針等）の見直し等にあたっては、プリンシプルの考え方に沿った簡素化や明確化を図ることで、金融サービスのイノベーションや、金融サービスにおける自由な競争を妨げないような市場環境及び規制環境を整備することが可能となります。

今後、各金融機関が共有されたプリンシプルに沿って、自主的な経営改善に向けた努力を進めていくことを期待しています。金融庁としても、このプリンシプルを踏まえ、より良い規制環境を実現するために努めていきたいと考えています。まずはこのプリンシプルについて職員一人一人に浸透を図り、プリンシプルに即した実効的な行政対応に努めていくとともに、金融サービス提供者との間で継続的な対話を行い、更に議論を深めていきたいと考えています。

なお、金融庁では、平成 19 年 3 月 1 日に「[金融上の行政処分について](#)」を公表（資料「金融庁の監督手法について」4 ページ目（表紙除く））し、その中で行政処分の基準について明らかにしてきました。今般、プリンシプルが共有されたことを踏まえ、運用にあたって留意されるべき事項を明確化するため、併せて「金融上の行政処分について」の一部改定を行いました。具体的には、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮することを明確化しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[「金融サービス業におけるプリンシプル」等の公表について](#)』（平成 20 年 4 月 18 日）にアクセスして下さい。

【トピックス】

金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関する 金融安定化フォーラム（FSF）報告書」の公表について

金融安定化フォーラム（FSF）¹では、昨年10月のG7（七カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）声明を受けて、今回の世界的な金融市場の混乱の背景にある要因を分析し、中期的な視点から様々な市場強化策を検討してきましたが、先般、その報告書がG7に提出され、4月11日（金）に米国ワシントンで開催されたG7会合において、本報告書に盛り込まれた提言を各国が実施することが合意されています。

FSF報告書の原文は、ページ数で71ページ、67の詳細な提言が盛り込まれた大部の報告書となっており、提言の概要（FSFのプレスリリースによるもの）の[仮訳（金融庁作成）](#)と併せて金融庁のウェブサイトから閲覧することができます。

FSF報告書の提言は、

- 自己資本・流動性・リスク管理に関する健全性監督の強化
- 透明性・価格評価の強化
- 信用格付の役割・利用の変更
- 当局のリスク対応力の強化
- 金融システムにおけるストレスに対応するための堅固な体制

の5つの分野に大きく区分され、その対象はバーゼル銀行監督委員会（BCBS）や証券監督者国際機構（IOSCO）、国際会計基準審議会（IASB）等の国際基準設定機関（スタンダード・セッター）のみならず、各国の監督当局・中銀、更には金融機関をはじめとする民間セクターまで、多岐にわたっています。

今回のFSF報告書の大きな特徴は、こうした多岐にわたる関係者を横断した様々な対応策が1つのパッケージとして明確に提示されたというところにあり、サブプライム・ローン問題を契機とした混乱が続く金融市場に対し、当局、国際機関、民間セクター等といった関係当事者のための作業工程表を包括的に提示したことの意義は、極めて大きいと言えます。

また、FSF報告書は、主要な各国当局の高官や国際的な監督・規制機関の議長等から構成されるハイレベルな作業部会において準備されてきたものであり、G7会合において了承されたことも含め、各国トップレベルでの強いコミットメントの下に取りまとめられたパッケージであることも特徴の1つです。なお、我が国からは、当庁の佐藤長官が正式メンバーとして参加をしています。

金融庁としては、これまで、FSFをはじめとする国際的な議論や検討の場において、昨年11月に公表された「[金融市場戦略チーム](#)」の[第一次報告書](#)で指摘された論点（例えば、証券化の一連のプロセスにおける各当事者の情報伝達の確保やリスク管理の問題、バーゼルII実施の重要性等）について、我が国の考え方を積極的に主張してきました。

FSF報告書や今回のG7声明では、こうした「金融市場戦略チーム」報告書が指摘した論点について、基本的な方向性を同じくする問題意識や対応策等が示されており、こうした点について各国間で共通の理解が得られたものと考えています。

本件については、4月11日のG7声明において、6月のサミット財務大臣会合や秋のG7会合において報告書の提言の実施状況等について報告することが期待されていることから、金融庁としては、引き続き、FSFをはじめとする国際的な議論や検討に積極的かつ建設的に参画していきたいと考えています。

《参 照》

- 昨年10月G7声明ポイント (<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>)
- 本年4月G7声明ポイント (<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>)
- FSF 報告書原文 (http://www.fsforum.org/publications/FSF_Report_to_G7_11_April.pdf)
- 提言概要仮訳 (<http://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20080412.pdf>)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」の公表について](#)」（平成20年4月12日）にアクセスしてください。

¹ 金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum：FSF）は、金融市場の監督及びサーベイランスに関する情報交換と国際協力の強化を通じて国際金融の安定を促進することを目的に、7カ国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）によって1999年に創設されました。FSFには重要な国際金融センターを有する各国及び地域の関連当局、金融監督当局による国際機関（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS））、国際金融機関（国際通貨基金（IMF）、世界銀行）等が参加しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行が参加しています。

財務局における多重債務者相談業務開始について

平成 20 年 4 月 7 日から各財務（支）局、沖縄総合事務局において、多重債務者に係る相談業務を開始しました。

多重債務者は、どこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがあり、多重債務者向けの相談窓口の整備・強化を図っていくことは極めて重要な課題となっています。

昨年 4 月に策定された「[多重債務問題改善プログラム](#)」においても、自治体における相談窓口の整備に加え、財務局の相談体制の強化を図ることとされていたところです。

こうした中で、多重債務者からの相談を直接受け付けるとともに、自治体等関係者の取組みをバックアップするため、全国の財務局等に相談員を配置し、相談業務を開始することとしました。

各財務（支）局、沖縄総合事務局の相談窓口では、借金の問題でお悩みの方々からの相談に応じ、借金の状況等を聴取するとともに、債務整理に向けたアドバイスを行い、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。

相談対応が可能な時間、連絡先等は、各財務（支）局、沖縄総合事務局のウェブサイトをご覧ください。
(金融庁ウェブサイトは <http://www.fsa.go.jp/news/19/kinyu/20080407-1.html>)

○「多重債務者相談マニュアル」の改訂について

昨年 4 月の「多重債務問題改善プログラム」の策定後、金融庁では、地方自治体の多重債務者向け相談の担当職員を対象に、相談時の心構えや相談手順等を分かりやすく解説した「多重債務者相談マニュアル」（冊子及び DVD）を作成し、昨年 7 月に全ての地方自治体等に配布しました。

本マニュアルに対しては、相談担当職員向けの各種研修やシンポジウム等の場において、「発展編として家計管理について論じたマニュアルを出して欲しい」とのご要望を多くいただきました。これを受けて、マニュアルの一層の充実を図るため、本年 3 月にマニュアルを改訂し、再度地方自治体等に配付しました。

今回の改訂版では、多重債務者相談担当者の更なる取組みのヒントとして、巻末に「補遺」を設け、多重債務者の真の生活再建のためには、適切に家計管理を行い、自らの収入に見合った生活を送ることが重要性となることを解説しています。

改訂版では、

① 多重債務者に対し、きめ細かいヒアリングを通じた家計管理指導を行い、生活再建に必要な資金を融資する「グリーンコープ生協ふくおか」の取組み

② 多重債務者の家計管理を支援する民間団体との連携を図る岩手県盛岡市の取組み
を紹介しており、こうした先進事例も参考に、多重債務者向け相談が一層充実していくことが期待されます。

[「多重債務者相談マニュアル」](#)とその掲載資料は、金融庁ウェブサイトからご自由にダウンロードや資料の加工ができるようになっていますので、是非ご利用ください。



地域密着型金融に関する取組み事例集

- 平成 19 年度地域密着型金融シンポジウムにおける発表事例を中心に -

地域密着型金融については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、「特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについては、年 1 回、全国に対する事例紹介や顕彰等を実施するものとする。」とされています。

また、平成 20 年 2 月 20 日、関係閣僚によって申し合わせがなされた、「年度末に向けた中小企業対策について」においても、各金融機関が行う地域密着型金融の取組みの中で、先進的な事例・普及が望ましい事例について取りまとめた事例集を作成することとされました。

金融庁では、これらを受け、平成 19 年度に全国各地の財務局等で開催された「地域密着型金融に関するシンポジウム」において発表された地域密着型金融の取組み事例を中心として「地域密着型金融に関する取組み事例集」を取りまとめ、3 月 31 日に公表しました。

以下では、事例集に掲載した取組み事例の中から、一部を紹介します。なお、本事例集の項目については、平成 19 年 4 月 5 日に公表された[金融審議会金融分科会第二部会報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について-地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を-」](#)において、地域金融機関に共通して取組みを求める内容として示された項目と対応しています。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援
 - ・ 中小企業再生支援協議会を活用した事業再生
 - ・ 企業再生ファンド活用による事業再生
 - ・ 企業育成ファンド活用による企業支援
 - ・ ビジネスマッチングフェアの開催
 - ・ M&Aによる事業承継
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法
 - ・ 「業種別審査スペシャリスト」の養成
 - ・ 外部機関の与信審査能力を活用した融資
 - ・ 動産等を担保とした融資（A B L (Asset Based Lending)）
- (3) 地域の面的再生・地域活性化につながる多様なサービスの提供
 - ・ 地域における「面」的再生
 - ・ 観光事業と街づくり支援
 - ・ 地域貢献活動助成金

本事例集の公表を契機として、各金融機関において先進的な取組み事例に関するノウハウが共有され、地域密着型金融の一層の推進が図られることを期待しています。

※ 本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料等により作成したものであるため、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料等を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」又は「地域密着型金融」から、[「地域密着型金融に関する取組み事例集 - 平成 19 年度地域密着型金融シンポジウムにおける発表事例を中心に - の公表について」](#)（20 年 3 月 31 日）にアクセスしてください。

企業会計審議会総会について

企業会計審議会総会が平成 20 年 3 月 27 日に開催され、本審議会に置かれている 3 つの部会（企画調整部会、監査部会、内部統制部会）に関連する会計・監査・内部統制について、国際的な動向など最近の状況について報告と、本審議会の今後の運営方針について審議が行われました。

1. 報告事項について

(1) 会計基準をめぐる国際的動向について

EU（欧州連合）による会計基準の同等性評価¹をめぐる最近の動向と今後の具体的なスケジュールなどについて、報告がありました。

(2) 監査をめぐる国際的動向について

ISA（国際監査基準）を設定している（IAASB）国際監査・保証基準審議会において行われている「明瞭性プロジェクト²」、EUによる監査の同等性評価をめぐる最近の動向などについて、報告がありました。

（参考）EUによる監査の同等性評価

EU域内の規制市場に上場する企業を監査する第三国の監査事務所等についても、①EU加盟国当局に登録の上、当該当局の監督に服すること、または、②第三国において、法定監査指令で定められているものと「同等」な監督に服することが求められており、現在、ECは同等性評価の作業を進めています。

(3) 内部統制報告制度の準備状況について

本年 4 月から導入している内部統制報告制度の準備状況について報告がありました。

2. 企業会計審議会の今後の運営方針について

本審議会の今後の運営方針について、報告事項として報告された会計・監査・内部統制をめぐる国際的な動向など最近の状況を踏まえて審議が行われ、本審議会の審議事項として、以下のようについて承認されました。

(1) 企画調整部会

EUにおける同等性評価や会計基準の国際的なコンバージェンスの動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会

監査基準をめぐる国際的な動向や会計基準の見直しに伴う改訂の必要性の検討等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

(3) 内部統制部会

内部統制報告制度の円滑な実施に向けて、導入後に実施するレビュー結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直しや更なる明確化等について、必要な審議・検討を行う。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から[「企業会計審議会」](#)にアクセスしてください。

¹ EUでは、EU市場に上場する域内企業について、2005 年から IFRS（国際会計基準）の使用が義務づけられています。EUに上場する日本を含む第三国の企業についても、2009 年から国際会計基準又はこれと「同等」の基準の使用が義務づけられる予定であり、EC（欧州委員会）は、これまで日米加等の会計基準に対する同等性評価の作業を進めてきています。

² 国際監査・保証基準審議会は、非常にわかりにくいと言われています、現在の国際監査基準の記載内容を整理して、すべての基準を①目的、②要求事項、③その他の説明の 3 段階に区分して記載し直すという取り組みを行っています。

「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」について

協同組織金融機関のあり方をめぐっては、政府の規制改革・民間開放推進会議においても様々な議論があり、その結果、平成 19 年 6 月に閣議決定された「規制改革推進のための 3 か年計画」において、「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する」こととされ、19 年度から検討を開始することとされました。

協同組織金融機関のあり方については、金融審議会の前身である金融制度調査会の平成 2 年の議論を最後に、本格的な検討が行われておらず、また、その検討に当たっては、幅広く、専門性の高い議論が必要と考えられます。

こうした点を踏まえ、1 月 31 日の金融審議会金融分科会第二部会において、同部会の下に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」を設置して検討を行うことが決定され、3 月 28 日に[第 1 回の会合を開催](#)し、審議を開始しました。

今後、協同組織金融機関の今日的な役割や相応しい制度的枠組み等について、幅広い観点から議論が行われることとなります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から[「第二部会－協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」](#)にアクセスしてください。

【法令解説等】

金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の一部改正について

金融庁では、金融機関等を監督する際の基本的考え方や着眼点等を「監督指針」としてまとめ、明らかにすることで、透明性の高い監督行政の遂行に努めています。金融商品取引業者等の監督についても、平成19年9月30日に施行された金融商品取引法に対応するため、同年8月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を策定し、これにより監督事務を遂行してきましたが、今回、この監督指針に、次の4点について、新たな着眼点、監督手法を追加しました。

1. 無登録業者への対応

昨今、金融商品取引業の登録をしていない業者が未公開株を一般投資家向けに販売し、被害が発生している事例が多発しています。また、詐欺的な投資スキームを利用し、一般投資家に被害が生じている事業型ファンド等の事例も発生しています。こうした状況を踏まえ、被害の未然防止・拡大防止の観点から、無登録業者等への対応に係る着眼点を追加しました。

今回の改正では、無登録で一般投資家向けに集団投資スキーム持分の「自己募集」又は「自己運用」を行う者への対応について、

- ① 投資者からの情報提供を受けた際の対応
- ② 積極的な情報収集
- ③ 密接な捜査当局との連携
- ④ 悪質な無登録業者への厳格な対応 等

を、より具体的に規定しています。これにより、財務局を含む監督当局としての、無登録業者への対応の統一化を図るほか、監督当局の考え方を示すことで登録の懲悪や問題業者を牽制する効果が得られるものと考えています。

2. 早期警戒制度

サブプライム・ローン問題や金融商品取引業者の破綻事例等を踏まえ、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入することとし、そのための監督上の着眼点を追加しました。早期警戒制度とは、早期是正措置の対象となる前の段階で、予め設定した財務上の基準に該当した金融機関に対してヒアリング等を行い、早め早めのリスク把握、経営改善を促していくものです。

具体的な早期警戒ラインは、自己資本規制比率の変動、有価証券の価格変動、為替変動の影響等のそれぞれの区分ごとに設けています。

これらは、基本的にはヒアリングのきっかけとしての一つの指標であり、基準への該当が、金融商品取引業者の財務の不健全性を示すものではなく、また、直ちに当局から経営改善を求めるということもありません。

3. 店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性の確保について

平成19年夏からの為替相場の変動を受け、複数の外国為替証拠金取引業者が破綻したことに伴い、金融庁では、昨年11月上旬に外為業者に対する一斉調査を行い、リスク管理の状況等についてヒアリングを行いました（調査結果の概要は19年12月7日に金融庁ウェブサイトで公表しています）。

この調査により、外為業者が顧客の注文をカバー取引（相場変動のリスクを解消するために行う反対売買）先へつなぐ場面において、取引の方法によっては顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じ、その間の相場変動による損失を業者が被るおそれがあることが把握されたため、こうした方法を採用している業者のリスク管理に関する着眼点を監督指針に記しました。

また、最近の破綻事例では、顧客へ保証金の返還ができなかったケースのほとんどが、区分管理の方法を信託や銀行預金ではなくカバー取引相手方への預託によって行っていました。こうした方法をとる場合には、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理する必要がありますが、杜撰（ずさん）な管理は、先の破綻事例のような事態を招く可能性があるため、留意して監督を行う必要があります。

こうしたカバー取引先との取引の方法、区分管理の方法については、必ずしも法令上顧客に対して業

者からの説明が義務付けられてはいませんが、顧客にとっては取引の相手方である金融商品取引業者のリスクを判断するために重要な情報です。そのため、業者が、顧客から求められた場合にはこうした点についても適切な説明を行っているかどうかを監督上の着眼点としました。

4. 証券化商品の追跡可能性（Traceability）の確保について

サブプライム・ローン問題の大きな要因のひとつとして、証券化の技術を使うことによって、広くリスクが分散し、リスクの所在がわからないという不確実性があったと言われています。

この点に関連して、昨年11月30日に公表した「[金融市場戦略チーム](#)」の第一次報告書や昨年12月21日に策定・公表した「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」の中で、「証券化商品の追跡可能性（Traceability）の改善」に関する提言がなされました。

こうした提言を具体化するため、監督指針に証券化商品の販売者（ディストリビューター）に対して説明態勢の整備を求める規定を新設しました。

具体的には、第一種金融商品取引業（有価証券関連業）及び第二種金融商品取引業（信託受益権販売業）の説明態勢に関する留意点として、業者による①販売に先立つリスク情報収集・リスク分析、②販売の際の的確な情報伝達、③販売後の情報伝達、④的確な時価情報の提示、に関する着眼点を規定しています。

現在、本監督指針改正を受け、日本証券業協会に設置された「証券化商品の販売に関するワーキング・グループ」が、情報伝達の自主ルール及び証券化商品に関する情報の統一フォーマット作りに向けた検討を開始しています。

今後、こうした取組みがあいまって、我が国証券化商品の追跡可能性（Traceability）の改善、ひいては我が国証券化市場の透明性・公正性の向上のために大きな前進がなされることを期待しています。

これらの改正については、パブリックコメントに付した上で、平成20年4月2日に改正監督指針を公表し、同日付で施行しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の一部改正について](#)」（平成20年4月2日）にアクセスしてください。

各監督指針の一部改正について

金融庁では、以下の項目に係る各業態の監督指針の一部改正（案）について、平成19年12月18日から平成20年1月25日にかけて広く意見の募集を行い、先般3月26日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の改正を行いました。

改正の概要について、以下のとおり説明します。

○「反社会的勢力による被害の防止」に係る改正

近時、反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られ、実際に金融機関と反社会的勢力との不適切な関係について問題となったケースもありました。

そのような状況のもと、平成19年6月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおける検討を経て、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ、政府指針）が策定され、犯罪対策閣僚会議に報告されました。

金融庁としては、政府指針を関係業界団体に対して周知するとともに、これまでも意見交換会等を通じて反社会的勢力との関係遮断について金融機関へ要請してきましたが、今般、監督上の着眼点を明確化するため、各業態の監督指針の改正を行いました。

具体的には、経営管理（ガバナンス）の項目において、取締役会は反社会的勢力による被害の防止を法令等遵守・リスク管理事項として内部統制システム等に位置付けているか、代表取締役は取締役会で決定された基本方針を行内外（社内外）へ宣言しているか、といった点を記載しました。

また、業務の適切性（法令等遵守）の項目においては、金融機関における反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備の意義について記載するとともに、例えば、契約書等に暴力団排除条項の導入、不当要求の対応を総括する部署（反社会的勢力対応部署）の整備、反社会的勢力に関するデータベースの構築、外部専門機関との連携、組織としての対応、といった態勢整備にあたっての留意点等を記載しました。

なお、信託会社等に関する総合的な監督指針については、本改正に併せて、経営管理の評価に関する留意事項を新たに設けました。

今回の監督指針の改正を踏まえ、各金融機関等において反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢の整備・強化を図ることで、反社会的勢力が金融取引等から排除されることが期待されます。

○その他の改正

「反社会的勢力による被害の防止」以外にも、以下のとおり改正を行っています。

1. 「法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）」について

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）を踏まえ、平成 19 年 7 月 2 日付で「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を改正しました。これらの改正を受けて、各監督指針のノーアクションレター記載部分につき所要の改正を行いました。

2. 「行政処分等を行う際の留意点等」について

行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について取りまとめ、平成 19 年 3 月に公表を行った「金融上の行政処分について」（平成 19 年 3 月 1 日公表）（資料「金融庁の監督手法について」4 ページ目（表紙除く））の内容を各監督指針に盛り込むべく所要の改正を行いました。

3. 「与信取引に関する顧客への説明態勢」について

平成 19 年 10 月より、信用保証協会の保証付き融資について「責任共有制度」が導入されたことに伴い、与信取引に関する顧客への説明態勢の一層の整備を図るため、信用保証協会の保証付き融資に係る、顧客との契約時点等における留意点や、「責任共有制度」の導入を口実とした融資の謝絶といった不適切な対応を行っていないかについて、着眼点として明確化しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」又は「パブリックコメント」から「主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正について」（平成 20 年 3 月 26 日）にアクセスしてください。

「外国監査法人等に関する内閣府令」の概要について

先の第 166 回国会において、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が可決・成立しました（平成 19 年 6 月 20 日成立、同年 6 月 27 日公布）。

同法においては、外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ金融庁に届け出なければならないこととされ（改正公認会計士法第 34 条の 35 第 1 項）、また、届出を行った外国監査法人等について、必要な指示、報告徴収、立入検査等の規定が整備されました（改正公認会計士法第 34 条の 38、第 49 条の 3 の 2）。

今般、同法の施行に伴い、外国監査法人等の届出制度の詳細を定めるため、『外国監査法人等に関する内閣府令』が新設されました。府令の主な内容は次のとおりです。

1. 訳文の添付

金融庁長官に提出する書類で特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、日本語の訳文を付さなければならないこととし、他方で、当該書類のうち添付書類については、英語で記載されたものに限り、日本語の訳文の添付を要しないことを規定しています（第1条）。

2. 代理人

外国監査法人等の届出をしようとする者は、本邦内に住所を有する者であって、当初の届出に関する一切の行為につき、当該届出をしようとする者を代理する権限を有するもの（代理人）を定めなければならないことを規定しています（第3条）。

3. 届出書の記載事項

法34条の35第1項の規定による届出における届出書の記載事項として、以下のものを規定しています（第4条、様式第1号）。

- ① 届出者が法人である場合は、設立年月及び当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名
- ② 届出者が法人に属する個人である場合は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地
- ③ 届出者がその財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等の名称及び主たる事務所の所在地

4. 届出書の添付書類の記載事項

(1) 法34条の35第1項の規定による届出における届出書の添付書類の記載事項として、以下のものを規定しています（第5条第1項）。

- ① 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- ② 外国会社等財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を執行する者のうちその事務を統括する者の氏名及び経歴
- ③ 届出者の主たる事務所の所在する国における監査制度の概要
- ④ 届出者が関係法令を遵守し、かつ、監査証明業務に相当すると認められる業務を適正に遂行する者であることが確認できるもの
- ⑤ 届出者の業務の状況に関する事項（業務の内容、業務の品質の管理の状況、業務上の提携の状況、事務所の概況に関する事項等を含む。）
- ⑥ 届出日から起算して過去5年間において、届出者が監査証明業務に相当すると認められる業務について、罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた場合又は行政機関等から行政処分その他これに準ずるものを受けた場合は、その旨及び当該刑又は当該処分その他これに準ずるものの内容
- ⑦ 届出者が、本邦内に住所を有する者に、法第34条の35第1項の規定による届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面

(2) (1)の事項につき、届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない事項がある場合には、当該事項の記載に代えて、次の事項を記載することができるとしています（第5条第2項）。

- ① 当該事項が届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない旨及びその根拠となる法令の内容
- ② ①で記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 当該事項の記載について第三者の許可、同意又は承認を要する場合において、当該免許等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、届出者が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

5. 指示に対する是正が図られたと認める場合に公表する事項

金融庁長官の指示に従わない旨の公表がされた後、当該指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合に公表される事項として、以下のものを規定しています（第7条）。

- ① 指示に従わない旨が公表された日及び指示を受けた外国監査法人等の名称
- ② 指示の内容
- ③ 指示に係る事項につき是正が図られたと認める旨及びその理由

6. 変更の届出及び廃業の届出

変更の届出及び廃業の届出について、その手続及び記載内容を規定しています（第6条、様式第2号、第8条、様式第3号）。

7. その他

- (1) 府令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 20 年 4 月 1 日）と同日に施行されています（附則第 1 条）。
- (2) 経過措置として、施行日以後最初に開始する会計期間に係る外国会社等財務書類について監査証明業務に相当する業務を行うときは、届出書に添付すべき書類については、当該届出書の提出があった日以後 6 月を経過する日（当該日が監査報告書を提出すべき日以後の日である場合は、当該提出すべき日の前日）までに提出することができることを規定しています（附則第 2 条）。
- (3) なお、府令において記載されていない事項についても、金融庁ウェブサイトにおいて F A Q を公表することにより明確化を図っています。詳細は以下のウェブサイトアドレスにアクセスして下さい。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から[「外国監査法人等に関する内閣府令」等の公表について（平成 20 年 3 月 14 日）](#)に、また、英語版[「The FSA Publishes Frequently Asked Questions Regarding the Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc.」](#)（2008 年 3 月 19 日）にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：証券大手各社の前3月期の決算がほぼ出揃いました。内容としては減益、あるいは当期赤字といったような厳しい内容になりました。原因としてはやはりサブプライム・ローン問題に伴う市況の悪化が大きいのではないかと思います、そういった市況の変調といった間接的なものも含めまして、国内金融市場あるいは金融機関の経営に対するサブプライム・ローン問題の全体の影響について改めてどのように分析されているか、また当面金融庁として市場活性化のためにとりうる策というのはお考えかどうか、その点についてお願いします。

A：証券会社の決算については全部詳しく分かっているわけではありませんが、サブプライム関連で赤字になったというところが出たのは承知いたしております。ただ、そのことによって、財務の健全性が大きなダメージを受けているということでは全くないと思います。今年の3月期が赤字になったというところで、そのLCFI（巨大複合金融機関）のように資本に食い込むほどのダメージというわけではないと思います。

損というのは早いところきちんと表に出すということが疑心暗鬼を回避する最もよい道であろうと思います。証券会社以外の金融機関の決算はこれから続々発表されていくと思いますが、それぞれ経営管理、リスク管理態勢をきちんとやっていただくことが大事でありまして、損が出たというところはきちんとそれを開示していただくことであろうかと思っています。日本の全体としての印象は、確かにサブプライム、あるいはその他の証券化商品の損失が拡大をしているという傾向は現にございます。ただ、LCFIに比べれば桁が一つ小さいということもあって、全体として、アメリカやヨーロッパの金融システムの問題と同じようなものが日本にあるという状況にはなっていないと思っております。

Q：金融庁として対策を打たれるということはありませんか。

A：いつも申し上げますように、この問題が完全に終わっているわけではありませんので、さらに警戒水準を高めていくという姿勢で臨みたいと思っております。また、市場の活性化については今、国会で審議をやっていただいております金融商品取引法の改正案、金融・資本市場競争力強化プラン、これをできるだけ早く法案を成立させていただき、実行に移すということが肝心だと思います。やはり、日本が開かれた市場で内外の資金を有効に活用し、経済を活性化していくというのが何より大事なことでと思います。

【平成20年4月30日（水）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者（以下「業者」といいます。）に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました。

具体的には、

1. 一般投資家からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録が義務付けられました。

登録業者については、金融庁ウェブサイトで確認が出来ます。

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成18事務年度には、6,485件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応していません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券

取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

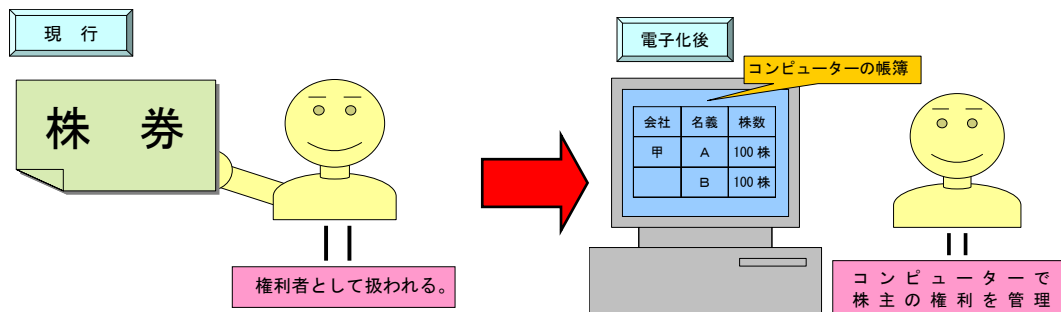
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の**概要やご留意頂きたい点**をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

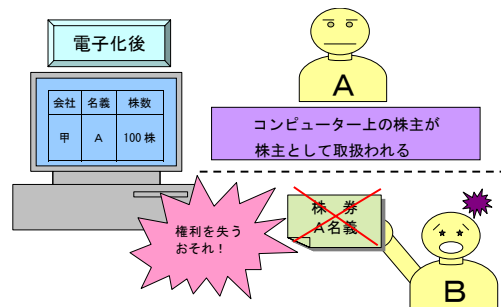
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



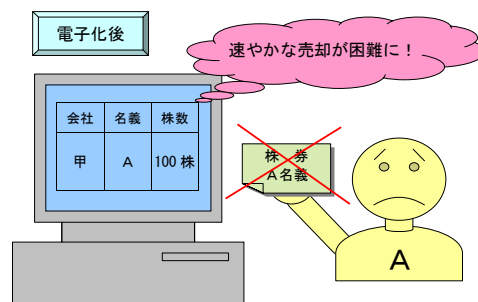
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っております。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）の開始

平成20年4月2日より証券取引等監視委員会ウェブサイト（日本語版・英語版）にて新着情報メール配信サービスを開始しました。「電子メールアドレスの登録」画面で電子メールアドレスをあらかじめ登録すると、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内致します。

詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。



【4月の主な報道発表等】

- | | | |
|---------|--|--|
| 1日(火) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 決済システム強化推進室の設置について ・ 企業会計審議会総会資料を掲載(平成 20 年3月 27 日開催) ・ 信託業の免許について (イートラスト信託株式会社) ・ 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」の追加について |
| 2日(水) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業の免許について (SBIアクサ生命保険株式会社) ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について |
| 3日(木) | アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の策定(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」からの「Ⅵ 信用保証協会関係」の章の分離独立)に対する意見の募集の実施について (パブリックコメント) ・ 丸善株式会社の有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について |
| 4日(金) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ ニッツウトレード株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分) |
| 7日(月) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務局における多重債務者相談業務の開始について ・ 第 35 回金融トラブル連絡調整協議会資料を掲載 (平成 20 年3月 31 日開催) |
| 9日(水) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 124 回自動車損害賠償責任保険審議会議事要旨を掲載 (平成 20 年1月 10 日開催) ・ 第 125 回自動車損害賠償責任保険審議会議事要旨を掲載 (平成 20 年1月 18 日開催) ・ 公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について ・ 公認会計士の懲戒処分について |
| 10 日(木) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業の免許について (ライフネット生命保険株式会社) |
| 11 日(金) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について ・ 足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約の締結について ・ 経営健全化計画の見直しについて ・ 岐阜商工信用組合に対する行政処分について (東海財務局長処分) ・ 主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント) |
| 12 日(土) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」の公表について |
| 15 日(火) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場仲介機能懇談会論点整理を受けた日証協の対応状況の公表について ・ FJ共済に対する行政処分について (関東財務局長処分) |
| 16 日(水) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回金融専門人材に関する研究会議事次第を掲載 (平成 20 年3月 31 日開催) ・ 第5回金融専門人材に関する研究会議事要旨を掲載 (平成 20 年3月 31 日開催) ・ 内部統制報告制度相談・照会窓口の設置について ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について ・ 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」の訂正について |
| 18 日(金) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 回金融トラブル連絡調整協議会議事要旨を掲載 (平成 20 年3月 31 日開催) ・ 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について ・ 「金融サービス業におけるプリンスプル」等の公表について ・ 監査法人に対する処分等について (福北監査法人) ・ 第2回金融審議会金融分科会第二部会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ資料を掲載 (平成 20 年4月 18 日開催) |

- 22 日(火) [アクセス](#) ・ イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置について
- 24 日(木) [アクセス](#) ・ 第 36 回金融トラブル連絡調整協議会の開催について (5月 14 日開催)
- 25 日(金) [アクセス](#) ・ 「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について (パブリックコメント)
[アクセス](#) ・ シンガポール通貨監督庁(MAS)との金融サービス協力に関する合同委員会 第4回会合の開催について
[アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
[アクセス](#) ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成 20 年1月1日～3月 31 日)
- 28 日(月) [アクセス](#) ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
[アクセス](#) ・ 「信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について (パブリックコメント)
[アクセス](#) ・ 金融円滑化ホットラインの開設について
[アクセス](#) ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案・内閣府令案等の公表について (パブリックコメント)
- 30 日(水) [アクセス](#) ・ 「金融専門人材について(基本的なコンセプト)」に対する意見募集の実施について (パブリックコメント)
[アクセス](#) ・ 監査法人に対する処分等について (監査法人夏目事務所)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。